



産業廃棄物処分業許可証

住所 長野県小諸市大字平原309番地1

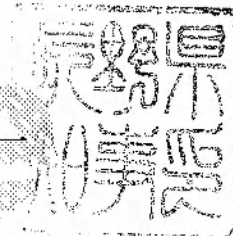
氏名 イー・ステージ株式会社

代表取締役 鈴木 宏信

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成27年11月13日

許可の有効年月日 平成32年11月12日

1 事業の範囲

中間処理(焼却、破碎、セメント混練、圧縮、溶融固化、脱水、選別、破碎・洗浄・乾燥・選別、破碎・溶融固化)

*焼却する産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸(医療関係機関から排出されるものに限る。)、廃アルカリ(医療関係機関から排出されるものに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、家畜のふん尿、家畜の死体

*破碎する産業廃棄物

汚泥(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を含む。))に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

*セメント混練する産業廃棄物

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

*圧縮する産業廃棄物

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

*溶融固化する産業廃棄物

廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)

*脱水する産業廃棄物

汚泥

*選別する産業廃棄物

廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

*破碎・洗浄・乾燥・選別する産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(以上いずれも、廃蛍光管(水銀使用製品産業廃棄物を含む。))に限る。)

*破碎・溶融固化する産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物に限る。)

最終処分(管理型)

*最終処分(管理型)する産業廃棄物

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、家畜のふん尿、家畜の死体、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、破碎・溶融固化処理をしたものを除き自動車等破碎物を除く。)

以上いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(裏面に続く)

2 事業の用に供するすべての施設

*設置場所：小諸市大字平原309番地1他（浅間クリーンセンター内）

項目	種類	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
(1) ア	汚泥、廃油、廃酸等の焼却施設	90t/日 (24h)	平成5年11月5日	平成5年7月16日	030101
イ	廃プラスチック類、紙くず、木くず等の焼却施設	20t/日 (24h)	平成5年11月5日	平成5年7月16日	080103
(2) ア	廃プラスチック類、金属くずの破碎施設	120t/日 (24h)	平成9年6月12日	平成9年5月30日	070109
イ	廃プラスチック類、紙くず、木くず等の破碎施設	96t/日 (8h)	平成2年10月24日		みなし許可
ウ	がれき類の移動式破碎施設(固定式兼用)	256t/日 (8h)		平成13年2月1日	082193
エ	廃乾電池の破碎施設	160t/日 (8h)	平成14年2月4日	平成14年1月21日	070119
(3) ア	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等のセメント混練施設	158.4t/日 (8h)	平成4年12月28日		
イ	燃え殻、汚泥、鉱さいのセメント混練施設	0.72t/日 (8h)	平成2年10月24日		
(4) ア	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等の圧縮施設	24t/日 (8h)	平成2年10月24日		
イ	金属くずの圧縮施設	6t/日 (8h)	平成2年10月24日		
(5)	廃プラスチック類の熔融固化施設	0.72t/日 (8h)	平成2年10月24日		
(6)	汚泥の脱水施設	28.8m ³ /日 (24h)	平成9年3月31日	平成8年10月23日	010110
(7)	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず等の選別施設	1,000t/日 (8h)	平成2年10月24日		
(8)	廃蛍光灯の破碎・洗浄・乾燥・選別施設	19.6t/日 (24h) (破碎機計2台： 0.64t/h、0.45t/h)	平成9年3月31日	平成8年10月23日	070105
		2.4t/日 (24h)	平成9年3月31日		
(9)	自動車等破碎物の破碎・熔融固化施設	180t/日 (24h)	平成9年6月12日	平成9年5月30日	070108
(10)	最終処分場（管理型）	埋立地面積 1,053.86m ² 埋立地容積 4,685.05m ³ (更新時残存容量 448.94m ³)	平成5年9月22日	平成5年7月27日	143101

3 許可の条件

移動式破碎施設（固定式兼用）の移動式としての処理は、排出現場内においてのみ行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成2年11月13日 新規許可
- ・平成27年11月13日 更新許可
- ・平成29年10月31日 変更届

破碎・洗浄・乾燥・選別する産業廃棄物の種類の一部（廃水銀灯及び廃体温計等の水銀又はその化合物を含む廃計測器）廃止

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 無